

浦情個審第 28 号

令和 7 年 12 月 19 日

浦安市長 内田 悦嗣 様

浦安市情報公開・個人情報保護審査会

会長 飯 田 稔

個人情報の保護に関する法律第 105 条第 1 項の規定に基づく諮問について
(答申)

令和 6 年 12 月 9 日付け浦障事第 786 号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第 62 号

令和 6 年 8 月 28 日付けで審査請求人から提起された、令和 6 年 8 月 20 日付け浦障
事第 501 号で行った浦安市保有個人情報部分開示決定に係る審査請求についての諮問

別紙

諮問第 62 号

答 申

第 1 審査会の結論

浦安市長（以下「実施機関」という。）が、令和 6 年 8 月 20 日付け浦障事第 501 号で、審査請求人に通知した保有個人情報部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）において、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表に掲げる部分以外を不開示としたことは妥当であるが、別表に掲げる部分については、これを不開示としたことは妥当でなく、当該部分に係る処分を取り消し、開示すべきである。

第 2 本件事案の経緯

諮問に至る経緯は次のとおりである。

1 開示請求

審査請求人は、令和 6 年 7 月 24 日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 76 条第 1 項により実施機関に対し、「令和 5 年 7 月から令和 6 年 7 月までに〇〇〇〇に関する記録、会議内容、各事業所（ヘルパー会社）との記録、ソーシャルサポートセンターとの記録など全て」を請求内容とする保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 部分開示決定

実施機関は、本件開示請求に対し、対象となる保有個人情報が記載された文書を、次の(1)から(11)の公文書（以下「本件対象保有個人情報」という。）とし、本件対象保有個人情報について、次のアからウの部分は、法第 78 条第 1 項第 2 号本文前段及び第 7 号柱書に該当するとして、次の(ア)及び(イ)の理由を付した上で、当該部分を除いた部分を開示する本件処分を行い、その旨を令和 6 年 8 月 20 日付け浦障事第 501 号で審査請求人に通知した。

- (1) 令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 7 月 24 日までの相談履歴
- (2) 令和 5 年 12 月 27 日 サービス担当者会議記録
- (3) 令和 5 年 12 月 27 日 サービス担当者会議（事業者のみ）記録
- (4) 令和 6 年 2 月 27 日 サービス担当者会議記録
- (5) 令和 6 年 6 月 19 日 サービス担当者会議記録
- (6) 令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 7 月 24 日までの会議記録

- (7) 令和5年7月1日から令和6年7月24日までの面談記録
- (8) 令和6年6月26日 自宅訪問記録
- (9) 令和6年7月23日 自宅訪問記録
- (10) 特定関係機関相談記録①
- (11) 特定関係機関相談記録②

ア 開示請求者以外の個人の氏名等

イ 個人の評価等に関する情報

ウ 関係機関以外には漏らさないことを前提として情報交換、審議、協議した情報

(ア) 法第78条第1項第2号本文前段に該当

開示請求者以外の個人の氏名等は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

(イ) 法第78条第1項第7号柱書に該当

a 個人の評価等に関する情報であって、開示することにより、関係者間の信頼関係を損なうおそれがあり、今後の行われる事務の適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがあるため。

b 関係機関以外には漏らさないことを前提として情報交換、審議、協議した情報であり、当該部分が開示されると、障がい事業課に対する信頼関係が失われ、関係機関との連携が取れなくなる等、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年8月28日付けで、本件処分を不服として実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、法第105条第1項の規定により、令和6年12月9日付け浦障事第786号で当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求に係る処分を取り消し、対象文章の全部を開示するよう求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び反論書により審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書による本件審査請求の理由

障害者に対するホームヘルプサービスが突然、支給終了になった。その決定には私たちを出席させず、各事業所（ヘルパー会社）、ケアマネジャーから聞きとりをして判断したそうである。私たちが出席する全体会議は一度もなかった。そこで、なぜ支給終了になったか、各事業所からの聞きとり内容やケアマネジャーからの聞きとり内容など、支給終了になった判断材料となる内容の開示をしてもらいたい。私たちにも知る権利がある。

(2) 反論書による主張の要旨

ア 個人名が特定されなければ、情報開示しなければならない義務がある。

イ 障害者に対するホームヘルプサービス（食事の支度）が突然全て中止になった。その決定以前に、私たちを呼ばず、ケアマネジャー、各事業所、市役所で何度か会議をしている。その会議でどのような話し合いがあり、今回中止にしたのか知りたいため開示請求をしたが、全てが黒塗り状態だった。

ウ ケアマネジャーの会社にも開示請求したが、こちらはある程度開示してくれた。私たち抜きで、各事業所は各々、何の根拠もない、事実無根のことを市役所に報告していることがわかった。

エ 私たち、ケアマネジャー、市役所、各事業所が出席する会議は一度も開かれておらず、反論する機会が全くなく、サービス終了になった。どのような経緯で中止になったのか知る権利がある。事実でないことを言われ続けて、反論する機会も与えず、勝手に中止にしたと考えている。全く誠意が感じられない。

オ 個人名は黒塗りで構わないので、会議内容を全て開示するよう請求する。

第4 実施機関の説明要旨

弁明書、口頭意見陳述等による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 本件対象保有個人情報の内容

請求者に関する、障害者総合支援法に基づく介護給付費（家事援助）の支給決定等に係る、市が保有する電話・窓口・訪問等の記録、相談支援事業者が開催して市に提出した会議録等である。

2 部分開示（不開示）の理由

(1) 不開示部分について

開示請求者以外の個人の氏名等、個人の評価等に関する情報、関係機関以外には漏らさないことを前提として情報交換、審議、協議した情報の一部を、法第 78 条第 1 項第 2 号本文前段及び第 7 号柱書に該当するものとして、不開示としたものである。

(2) 法第 78 条第 1 項第 2 号本文前段の該当性について

開示請求者以外の個人の氏名等は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、法第 78 条第 1 項第 2 号本文前段に規定する不開示情報に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しないものである。

(3) 法第 78 条第 1 項第 7 号柱書の該当性について

個人の評価等に関する情報であって、開示することにより、関係者間の信頼関係を損なうおそれがあり、今後の行われる事務の適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがあり、法第 78 条第 1 項第 7 号柱書に規定する不開示情報に該当する。また、関係機関以外には漏らさないことを前提として情報交換、審議、協議した情報であり、当該部分が開示されると、障がい事業課に対する信頼関係が失われ、関係機関との連携が取れなくなる等、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第 78 条第 1 項第 7 号柱書に規定する不開示情報に該当する。

3 弁明書による弁明の理由

審査請求人は、「障害者に対するホームヘルプサービスが突然支給終了になりました。その決定に各事業所、ケアマネージャーから、私たちを出席させず、聞きとりをして判断したそうです。なので、なぜ支給終了になったか、支給終了になった判断材料となる内容の開示をして下さい。私たちにも知る権利があります。」と主張する。

しかしながら、ある文書に含まれる内容が、個人情報保護法制における開示義務の対象外となる不開示情報に該当するかどうかは、当該文書に含まれる内容が

法第 78 条第 1 項各号に該当するかどうかのみで判断されるべきものである。

その点、本件対象保有個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の氏名等は、会議の出席者等の個人を識別することができる氏名及び所属等に関する情報であるが、これは開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、法第 78 条第 1 項第 2 号本文前段に該当し、また、同号ただし書に該当しないことから、不開示情報となる。

さらに、本件対象保有個人情報に含まれる個人の評価等に関する情報は、開示することにより、サービス利用者等に対する市の評価等が明らかとなることでサービス利用者等との信頼関係を損なうおそれがあり、今後の行われる事務の適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがあり、法第 78 条第 1 項第 7 号柱書に規定する不開示情報となる。

また、本件対象保有個人情報に含まれる関係機関以外には漏らさないことを前提として情報交換、審議、協議した情報は、公開を前提としていない会議の出席者等の発言内容等であり、当該部分が開示されると、障がい事業課に対する信頼関係が失われ、関係機関との連携が取れなくなる等、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第 78 条第 1 項第 7 号柱書に規定する不開示情報となる。

なお、審査請求人が主張する、市は審査請求人等からの聞き取りを行っていないとする点については、市は各事業所等からの聞き取りに加えて、審査請求人等から個別に聞き取りを行っているものである。

4 意見の陳述に係る補足事項について

本件対象保有個人情報における不開示とした部分の概要及び理由の整理について、令和 7 年 2 月 6 日付け浦障事第 968 号により当審査会に資料を提出した。

第 5 審査会の判断

1 本件事案について

実施機関は、本件開示請求に係る本件対象保有個人情報の一部を法第 78 条第 1 項第 2 号本文前段及び第 7 号柱書に該当するとして、令和 6 年 8 月 20 日付で本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しと不開示とした部分の開示を求め、他方、実施機関は、本件処分を妥当とした。

当審査会は、審査請求人の意見及び実施機関の弁明等を踏まえ、本件対象保有個人情報を見分した上で、本件処分のうち、審査請求人が開示すべきとする

部分について検討した結果、次のとおり判断する。

2 不開示情報の該当性について

実施機関は、本件対象保有個人情報について、開示請求者以外の個人の氏名等、個人の評価等に関する情報、関係機関以外には漏らさないことを前提として情報交換、審議、協議した情報を、法第 78 条第 1 項第 2 号本文前段及び第 7 号柱書に該当するものとして、不開示と判断したものであるとする。

当審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、当該情報には、開示請求者以外の個人に関する氏名等、個人の評価に関する情報、関係機関以外には漏らさないことを前提として情報交換、審議、協議した情報（以下「本件不開示情報」という。）が含まれていることから、以下、これらが法の定める不開示情報に該当するか否かを検討する。

(1) 法第 78 条第 1 項第 2 号本文前段該当性について

法第 78 条第 1 項第 2 号は、不開示とすることのできる情報について、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と定めた上で、「ただし、次に掲げる情報を除く。」として、ただし書イないしハにおいて例外的に開示とする除外規定を掲げている。

そこで、当審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、同情報には、問い合わせのあった者や会議の出席者等の個人を識別することができる氏名、所属及び発言内容等に関する情報が記載されており、これらは開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、また、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められないため、法の定める不開示情報に該当すると言える。

他方で、本件対象保有個人情報第 2 の 2 (1)、(6)及び(7)のうち問い合わせや会議等の日時、場所及び方法等の項目については、本件事案の経緯に関する客観的な事実の情報に過ぎず、これらは開示請求者以外の特定の個人を識別す

ることができる情報とまでは言えないことから、第 78 条第 1 項第 2 号本文前段の定める不開示情報に該当するとは認められない。

(2) 法第 78 条第 1 項第 7 号柱書該当性について

法第 78 条第 1 項第 7 号柱書は、不開示とすることのできる情報について、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と定めている。

そこで、当審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、本件対象保有個人情報には、問い合わせ者等の評価等に関する情報が記載されているところ、これらの情報を開示することにより、サービス利用者等に対する市の評価等が明らかとなることで、サービス利用者等との信頼関係をそこなうおそれがあり、今後行われる事務の適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがある。

また、本件対象保有個人情報には、公開を前提としていないサービス担当者会議における出席者等の発言として、審査請求人に対するサービスに携わる関係者に関する情報が記載されている。これらの内容は、関係機関以外には漏らさないことを前提に、当該関係者の生活や人間関係にかかる私事性の高い内容について情報交換、審議、協議した発言等であるから、当該部分が開示されると、実施機関に対する信頼関係が失われ、関係機関との連携が取れなくなる等、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第 78 条第 1 項第 7 号柱書に規定する不開示情報と言える。

3 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の一部を法第 78 条第 1 項第 2 号本文前段又は第 7 号柱書に該当するとして不開示とした本件処分は、別表に掲げる部分以外の部分は、同項第 2 号本文前段又は第 7 号柱書に該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表に掲げる部分は、同項第 2 号本文前段又は第 7 号柱書のいずれにも該当するとは認められないため、これを不開示としたことは妥当でなく、当該部分に係る処分を取り消し、開示すべきであると判断する。

別表

本件対象保有個人情報	頁数	開示すべきと判断した部分
(1) 令和5年7月1日から令和6年7月24日までの相談履歴	1頁目から7頁目	「受付日」、「受付時間」、「受付方法」、「受付場所」、「問合せ区分」及び「解決・継続」の各欄
	8頁目	1行目に記載の内容 2行目2文字目、4文字目から7文字目、9文字目から10文字目及び16文字目から18文字目までに記載の内容 3行目に記載の内容
	9頁目	1行目に記載の内容 2行目7文字目から10文字目までに記載の内容
(6) 令和5年7月1日から令和6年7月24日までの会議記録	1頁目	1行目から2行目までに記載の内容
(7) 令和5年7月1日から令和6年7月24日までの面談記録	1頁目	1行目8文字目から9文字目までに記載の内容
		2行目から3行目までに記載の内容

備考

行数には、その行に記載がない空白の行は含まない。

文字数は、左側から数えている。(句読点も1文字と数え、空白部分は含めない。)